

事務連絡
令和6年9月10日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部訂正について

令和6年3月5日付けで発出した「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（保医発0305第8号）」につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
(令和6年3月5日保医発0305第8号)

- I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）
別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い
- 150 ヒト自家移植組織
- (1) 自家培養表皮（重症熱傷に対し使用する場合）
ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料2、又は特定集中治療室管理料4 又は特定集中治療室管理料6の施設基準の届出を行っている保険医療機関において使用すること。
- 202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット
- (2) 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キットは、A300救命救急入院料（1日につき）「1」救命救急入院料1から「4」救命救急入院料4までのいずれか、A301特定集中治療室管理料（1日につき）「1」特定集中治療室管理料1から「~~6-4~~」特定集中治療室管理料6-4までのいずれか、A301-4小児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」7日以内の期間若しくは「2」8日以上の間又はA302新生児特定集中治療室管理料（1日につき）「1」新生児特定集中治療室管理料1若しくは「2」新生児特定集中治療室管理料2のいずれかの施設基準の届出を行っている医療機関において算定できる。
- 219 自家皮膚細胞移植用キット
- (3) 皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料3、救命救急入院料4、特定集中治療室管理料2、又は特定集中治療室管理料4 又は特定集中治療室管理料6の施設基準の届出を行っている保険医療機関において使用すること。